

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>銀行法施行規則関係</b>		
1	<p>銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 24 号の中にある「適正な価格で」を削るべきである。その理由は、次のとおり。</p> <p>不動産と異なり、不動産以外の財産は、必ずしもその適正な価格の評価方法が確立されておらず、適正な価格の評価が困難であること。</p> <p>不動産と異なり、不動産以外の財産は、一般にその個々の価格が高くなく、いちいちその購入価格が適正であるかどうかを確保するのは、煩雑で困難であること。</p> <p>他の規定との整合性からしても、取引が「適正な価格」でなければならないとわざわざ規定するのは、異質である。このような規定を他の規定に押し広げると、例えば同項第 1 号の「賃貸」も「適正な価格での賃貸」などとしなければならないのではないかという疑問が生じること。</p> <p>税務法令ならともかく、銀行業の法令で取引が「適正な価格」であることを求める必要性は乏しく、このような規定は、銀行の業務の運営についての自主的な努力（銀行法第 1 条第 2 項）を侵害するのではないと思われること。</p> <p>現行の規則が「適正な価格」であることを求めている</p>	<p>改正後の銀行法施行規則第 17 条の 3 第 1 項第 24 号においても「適正な価格で購入」を求めている趣旨は、親銀行等が貸出金等の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、子会社が行う当該貸出金等に係る担保財産の購入が、銀行とその子会社間における取引となることから、銀行の健全性が損なわれないよう不透明な取引が行われることを防止する観点から求めているものです。</p> <p>なお、具体的に「適正な価格で購入」とは、当該子会社の業務のうち、不動産については、従前より主要行等向けの総合的な監督指針において「競落による取得」としているところです。</p> <p>また、不動産以外の財産の「適正な価格で購入」については、6 月 1 日付公表の改正後の主要行等向けの総合的な監督指針の V-3-3-3 (2) ②ロ、③イにおいて「取得に際しては、客観性・合理性のある評価方法により取得する」旨記載されております。</p>

	<p>る理由は、不動産の購入は、金額が大きく銀行等の業務運営の健全・適切性に与える影響が無視できないからだと考えられるが、このような理由は、対象を不動産からそれ以外の財産にも拡大する場合には、必ずしも該当しなくなると思われること。</p>	
2	<p>自己競落会社の行うことができる行為として、「購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務」とあるが、「事務」に限らず、取得した財産の売却に向けた勧誘や売却などの行為も許されているという理解でよいか。</p>	<p>改正後の銀行法施行規則第17条の3第1項第24号の業務を行う子会社が親銀行等から取得した財産の売却（売却に向けた勧誘を含む。）を行うことは、認められております。</p> <p>ただし、他の法令による規制を排除するものではないことから、例えば、当該財産が不動産である場合には、当該業務が宅地建物取引業法上の宅地建物取引業に該当し、同法の規制の対象となることなどに留意することが必要です。</p>
3	<p>銀行法施行規則上、自己競落会社は従属業務子会社として位置付けられているが、自己競落会社が債権の取得管理を行う場合には、銀行法施行規則17条の3第2項3号の2で定める金融関連業務子会社に該当する可能性があると考えてよいか。</p> <p>また、この場合、自己競落会社は従属業務子会社として収入依存度規制の適用を受けるものの、平成11年金融監督庁・大蔵省告示第4号「銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の2の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第12条第2号に規定する業務を行う場合の基準を定める件」については、債権管理回収業特別措置法12条第2号の業務を行わない限り、適用はないと考えてよいか。</p> <p>また、専ら債権の取得管理を行うこととする自己競落会社については、金融関連業務子会社として、従属業務子会</p>	<p>自己競落会社が行う「債権の取得管理」が具体的にどのような業務を指しているのかが必ずしも明らかではありませんが、当該業務が銀行法施行規則第17条の3第2項第3号の2に掲げる業務に該当する場合には、金融関連業務子会社にも該当すると考えられます。</p> <p>また、当該業務が債権管理回収業に関する特別措置法第12条第2号に掲げる業務に該当しないのであれば、ご指摘の告示の基準を満たす必要はありません。</p> <p>なお、銀行の子会社が従属業務と金融関連業務を併せ行っている場合には、その総収入の内、従属業務に係る収入部分のみが収入依存度規制の適用対象となります。</p>

	社に課せられる収入依存度規制の適用はないと考えてよい か。	
--	----------------------------------	--